

**赤穂市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定（中間見直し）業務に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務の目的

「赤穂市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（計画期間：令和４年度～令和１２年度）（以下「現行計画」という。）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第６条第１項に基づき、令和４年４月に策定しているが、現行計画が令和７年度に、中間目標年度となることから、目標の達成状況や施策の実施状況を検証するとともに、各種法改正や人口減少などの社会情勢の変化を踏まえた今後のごみの減量及び処理体制の方向性と施策について検討し、現行計画の見直しを行うこととします。

2 業務概要

(1) 業務名

赤穂市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定（中間見直し）業務

(2) 業務内容

別添「赤穂市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定（中間見直し）業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和８年３月２５日まで

3 見積上限額

見積上限額は金 2,400,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

※見積金額は見積上限額を超えてはならない。

※見積上限額を超過した場合は失格とする。

4 選定方法及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する民間事業者（以下「業者」という。）からの提案を広く公募し、提案内容を評価するプロポーザル方式によって受託候補者を特定する。その後、受託候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 公告日において、赤穂市入札参加資格者名簿に登録がある者

(2) 過去５年以内に類似業務の履行実績があること。

(3) 技術者の配置については、別添仕様書の「第１章 総則 ７ 技術者の配置条件」を満たすこと。

(4) その他

- ア 公告日から契約締結日までの間、赤穂市から指名停止を受けていない者
- イ 参加申込において、提出された書類の記載事項に虚偽がない者
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者
- エ 国税及び地方税に滞納がない者
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、公告日の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者はこの限りでない。
- カ 暴力団（赤穂市暴力団排除条例（平成24年赤穂市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（赤穂市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（赤穂市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）でない者

6 参加申込の手続等

(1) 担当部署

赤穂市 市民部 美化センター
〒678-0032 兵庫県赤穂市中広1494番地
TEL：0791-42-3841
FAX：0791-42-3486
E-mail：bika@city.ako.lg.jp

(2) 選考スケジュール

実施要領等の公表	令和7年4月21日（月）
参加申込書の受付期間	令和7年4月21日（月）から 令和7年5月 8日（木）まで
質問書の受付締切	令和7年5月 1日（木）
質問書に対する回答日	令和7年5月 7日（水）
参加資格確認結果通知 （企画提案者の選定通知）	令和7年5月12日（月）
企画提案書の受付期間	令和7年5月13日（火）から 令和7年5月27日（火）まで
審査及び選考	※本件は、審査委員会による書類審査とし、 プレゼンテーションは行いません。
企画提案書の審査結果通知	令和7年6月 6日（金）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

令和7年4月21日（月）から令和7年5月8日（木）まで

イ 配付場所

(1)に同じ。

※赤穂市ホームページ

(<https://www.city.ako.lg.jp/bijinesu/nyusatsu/proposal/index.html>)

からもダウンロードできます。

7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

令和7年4月21日（月）から令和7年5月8日（木）午後5時15分 まで

(2) 提出場所

6 参加申込の手続等 (1)の担当部署に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（特定記録郵便、簡易書留）

持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（赤穂市の休日を定める条例（平成3年赤穂市条例第4号）第2条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、5月8日 午後5時15分必着

※提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のア～ケの書類を作成し、各1部を提出してください。

（オ、カ及びキについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたものとし、写しでも可とする。）

ア 参加申込書（様式1）

イ 業務実績調書（様式任意）

ウ 配置予定技術者調書（様式任意）

エ 財務諸表類（様式任意）（直前1事業年度分）

貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書

オ 納税証明書（赤穂市税、兵庫県税、国税の完納証明書等）

・赤穂市税の完納証明書又は滞納なし証明書（本社又は受任者の所在地が赤穂市内の場合のみ）

・兵庫県税の未納又は滞納がないことを証明したもの（納税証明書(2)又は(3)）（本社又は受任者の所在地が兵庫県内の場合のみ）

・国税の納税証明書は（その3の3）とし、電子納税証明書の提出も可

カ 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）

キ 印鑑証明書

ク 委任状（様式2）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合）

ケ 役員等調書及び照会承諾書（様式3）

8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案者の選定）

提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行います。

(1) 参加資格確認結果の通知 令和7年5月12日（月）

参加申込者全員に参加資格確認結果通知書（様式4）により通知します。

(2) 参加資格確認結果の公表

参加資格確認結果については、審査結果の公表時に赤穂市ホームページに公表します。

(3) 参加申込者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込者が1者の場合は、当該1者について、参加資格の確認を行います。

イ 参加申込者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめます。

9 質問及び回答

企画提案書の作成等に関する質問がある場合は、質問書（様式任意）を提出してください。

(1) 受付期間

令和7年4月21日（月）から令和7年5月1日（木）午後5時15分まで

(2) 提出先 6 参加申込の手続等 (1)の担当部署に同じ

(3) 提出方法 持参又は電子メール

(4) 回答方法 令和7年5月7日（水）までに全ての参加申込者へ電子メールで送付

10 企画提案書の作成等

(1) 受付期間

令和7年5月13日（火）から令和7年5月27日（火）午後5時15分まで

(2) 提出場所 6 参加申込の手続等 (1)の担当部署に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送（特定記録郵便、簡易書留）

持参の場合は、受付期間のうち土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、5月27日 午後5時15分必着

※提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次の書類を作成し、正本1部、副本（押印不要）9部を提出してください。

ア 企画提案書（様式任意）

※企画提案者の提案内容に加えて、11 企画提案書の評価及び評価基準 (2)別紙「評価基準・評価項目」に対する提案を必ず含めること。

イ 作業工程表（様式任意）

ウ 見積書・見積内訳書（様式任意）

11 企画提案書の評価及び評価基準

提出された企画提案書をもとに、赤穂市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定（中間見直し）業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で評価を行います。

- (1) 審査方法
審査委員会による書類審査のみとし、プレゼンテーションは行いません。
- (2) 評価基準・評価項目
別紙「評価基準・評価項目」のとおり
- (3) 受託候補者の特定
審査委員会における評価が最も高い順に、市長が本業務の受託候補者1名、次順位者1名として特定します。
- (4) 審査結果の通知 令和7年6月6日（金）
企画提案者全員に審査結果通知書（様式5）により通知します。
なお、特定者に対する採用通知は、審査の結果、受託候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではありません。通知後、赤穂市と受託候補者との間で契約締結に向けた協議を行います。
- (5) 不採用理由に関する事項
ア 審査結果通知書（様式5）により不採用通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日以内に書面（様式任意）により、市長に対して不採用理由の説明を求めることができます。
イ アの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行います。
ウ 不採用理由の説明請求の受付場所等は次のとおりです。
（ア）受付場所 6 参加申込の手続等（1）の担当部署に同じ
（イ）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
（ウ）受付方法 持参又は電子メール
- (6) 審査結果の公表
審査結果については、契約締結後に赤穂市ホームページで公表します。
- (7) 企画提案者が1者のみ又は参加申込があったが、辞退し、企画提案者がいない場合の取扱い
ア 企画提案者が1者のみの場合は、当該1者について、審査委員会において受託候補者としての適否を審査します。
イ 企画提案者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめます。

1 2 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、審査委員会を経て市長が特定した受託候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、契約を締結するものとします。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受託候補者と赤穂市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が企画提案時に提出した見積書の額と同額になるとは限りません。
- (3) 市長が特定した受託候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次順位の企画提案者と契約交渉を行うものとします。

1 3 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積上限額を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

1 4 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内での業務の実績等のみを認めます。
- (2) 参加申込書を提出しなかった場合又は参加資格がない旨の通知を受けた場合は、企画提案書を提出できないものとします。
- (3) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出等に要する費用等は、全て参加申込者又は企画提案者の負担とします。
- (4) 提出書類は返却しません。
- (5) 提出された企画提案書類の著作権は、企画提案者に帰属するものとします。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加申込者又は企画提案者が負うものとします。
- (7) 提出書類は、受託候補者の選定以外に参加申込者又は企画提案者に無断で使用しません。

なお、選定に必要な範囲において複製をすることがあります。

- (8) 参加申込者又は企画提案者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできません。
- (9) 提出期限以降における提出書類の差替及び再提出は認めません。
- (10) 提出書類は、赤穂市情報公開条例（平成17年赤穂市条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となります。ただし、受注者以外から提出された企画提案書は対象外とします。
- (11) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を担当課に持参又は郵送により提出してください。
- (12) 参加申込者又は企画提案者及びその関係者は、審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (13) 本業務は、プロポーザル方式により受託候補者を特定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ、赤穂市との協議に基づいて決定するものとします。
- (14) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、赤穂市は契約を解除できるものとします。この場合、赤穂市に生じた損害は受注者が賠償するものとします。

- (15) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合があります。この場合、参加申込者又は企画提案者に対して赤穂市は一切の責任を負わないものとします。
- (16) 参加申込者又は企画提案者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。

【評価基準・評価項目】

評価項目	評価基準	配点
業務実績	過去５年間に実施した本業務と類似する計画の策定・改定業務の履行実績及びその内容。	１０点
業務実施体制	業務実施に当たり、十分な組織体制及び技術者の配置を確保しているか。	１０点
企画提案内容	(1) 計画の理解度・整合性 計画の法的根拠、内容及び国・県の動向を踏まえた提案がされているか。	１０点
	(2) 業務実施方針・手順 本市のごみ処理の現況や特性を踏まえた提案がされているか。また、業務の工程やスケジュールは妥当か。	１０点
	(3) 提案内容の的確性 業務内容及び検討事項を理解し、的確かつ具体的な提案がされているか。	２０点
	(4) 実現性・独創性 本市のごみ処理の現況や課題を踏まえ、専門知見に基づき、独創性が高く、かつ、実施可能な提案がされているか。	２０点
業務コスト 見積金額（税込）	配点×全体の最低見積金額／当該見積金額 （小数点以下切捨て）	２０点
合 計		１００点